

## 令和6年度 事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

令和6年度は、不当要求防止責任者講習や暴力追放セミナーではリモートでの開催が定着したことで、利用者に利便が図れた。また啓発 DVD を製作するなど計画に基づき事業活動を展開し、社会全体に暴排意識の向上を図れた。

	項 目	推 進 結 果
1	暴力団追放のための広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>当センター令和5年度中の活動内容を中心に大阪府内の暴力団情勢等を掲載した広報誌「暴追画報2024年度版」を製作し、各種研修会において配布するなど企業や行政機関の暴力団排除意識の向上を図った。</li><li>令和6年度の広報活動の大きな目標であった不当要求対応要領に関するDVDの製作については、カスタマーハラスメント対策に的を絞った内容の濃い作品が完成し、賛助会員をはじめ、全国の暴力追放推進センター等に配布した。視聴者からは、「大変分かりやすい内容で勉強になった」との声が聞かれ、令和7年度についても引き続き、当該DVDを広報啓発活動の資料として活用していくこととした。</li><li>暴力団情勢や大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会所属の弁護士によるコラムを「暴追センター情報」と題してEメールにより賛助会員に定期的に提供した。また、令和6年度は、大阪府警との情報交換により入手したサイバーセキュリティ対策に関する情報についても配信するなど、合計45件（うちサイバーセキュリティ対策10件）の情報を配信した。</li><li>広報用ポスター（2,000枚）、チラシ（6,000枚）等を制作するとともに、昨年度に引き続き、難波高島屋前の歩行者用専用道路に面する「東宝南街ビル」（通称：難波マルイビル）の壁面に設置された大型看板（縦8メートル横10メートル）に大阪府警のラグビー部をモチーフにしたポスターを掲示し、暴力のない街大阪の広報啓発に努めた。</li><li>大阪シティーバスの乗車口に「スクラム組んで社会正義の実現を!!」と題するポスターや京阪電車及び近鉄電車の車内広報用ポスターを制作し、暴力団排除に関する広報を行った。</li><li>令和6年7月に大阪府暴力団排除条例が改正されたことを受け、条例改正案内のポスター（2,600枚）及びチラシ（31,000枚）を製作し、大阪府警とともに関係各所に配布し、改正された内容について広く府民に周知を図った。</li></ul>

2	暴力団員による不当行為の予防に関する民間の自主的な組織活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本弁護士連合会等が開催する「民事介入暴力対策」山梨大会や群馬大会に参加すると共に、近畿弁護士連合会が主催する「行政対象暴力対策」を題材にした夏期研修会にも参加した。</li> <li>・ 金融機関警察連絡協議会や電気・水道など所謂ライフラインにおける不当要求対策に関する公共料金暴力団対策協議会等へ参加し、情報共有を図った。</li> <li>・ 大阪府下の自治体が主催する行政対象暴力対策の協議会にも参加し、当センターの活動内容を説明するとともに、大阪府警察や大阪弁護士会などと連携して、行政対象暴力事犯発生時には、刑事・民事ともに解決に向け協力することを確認した。</li> <li>・ 民間に対する研修会等では、当センターが制作した暴排啓発に関するチラシやポスターなどを配布し、暴力団の本質及び暴力団との関係遮断の重要性について説明し、企業における暴力団対策の重要性について理解を深めた。</li> <li>・ 令和6年5月30日、31日の2日間、一般財団法人大阪国際経済振興センター及び防犯防災総合実行委員会等の主催でインテックス大阪で開催された西日本最大級の「防犯防災総合展2024」に参加し、大阪府危機管理室等の防犯コーナーにおいて、暴力団追放の啓発ポスターの掲示や暴排ステッカーや啓発グッズを無料で配布した。</li> </ul>
3	暴力団関係者の不当な行為に関する相談の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度における暴力相談受案件数は、1,682件で、令和5年度より297件増加した。相談内容については、契約等の相手方の属性に関する相談が最も多かったが、刑罰法令に関するものも59件、暴力団からの離脱や勧誘に関するものも15件を受理した。いずれも、解決若しくは関係機関への引き継ぎを完了した。</li> <li>・ 相談者の中には、遺産相続のトラブルや近隣住民とのトラブルに関する相談など暴力団関係者とは無関係な相談も散見されたが、例え民事的な相談内容であっても、真摯に受理しアドバイスするなど適切に対応した。</li> <li>・ 早期解決が必要な相談や事件性の極めて高い相談については、管轄警察窓口を教示するとともに、管轄警察には情報を提供し連携を図った。</li> <li>・ 民事的な相談については、必要に応じて民暴委員会弁護士を紹介するなど、同委員会との連携を図り、相談者の立場に寄り添って対応した。</li> <li>・ 元暴力団員や暴力団関係者からは、「自分が未だ暴力団員として登録されているかどうか調べて欲しい」とか「暴力団を辞めて5年以上経つのに銀行に行ったら口座開設を断られた、何とかかからないか」などといった相談もあり、社会復帰案件として適切に対応した。</li> </ul>

4	少年に対する暴力団の影響を排除する活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中高生やその保護者が暴力団を正しく理解し、暴力団と関係を持たないために、大阪府警少年課と連携し「未来ある君へ！」と題する暴力団の実態や暴力団員の生活の現実などを内容としたリーフレット3,000部を製作し、関係各所に配布した。</li> <li>・ 大阪府警生活安全部が主催する「非行少年を生まない社会づくりに向けた研修会」に参加し、大阪府下に店舗を構えるカラオケ店や深夜喫茶、ネットカフェなどの従業員に対して、暴追センターの立場から非行少年対策について講演を行い、非行防止の重要性を訴えた。</li> <li>・ 一般社団法人大阪少年補導協会、大阪青少年環境問題協議会等と協同し、青少年に対する防犯対策を目的とした広報グッズを作成し、少年に暴力団を正しく理解させ、暴力団への加入阻止を訴えた。</li> </ul>
5	暴力団離脱希望者に対する社会復帰に向けた支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年1月23日、ホテルプリムローズ大阪において、当センターの専務理事が会長を務める「大阪府暴力団離脱者支援対策連絡会」の総会を開催した。大阪刑務所矯正処遇官のほか、大阪労働局や大阪商工労働部人材育成課長など就労に関する機関の代表者とオブザーバーとして大阪府警から暴排担当の警察官（社会復帰アドバイザーを含む）も出席して、スティグマ支援（切断した小指を人工的に再生したり、入れ墨を消す支援）に関するDVDを視聴したり、社会復帰の重要性などについて活発な意見交換を行った。</li> <li>・ 令和6年度は、元暴力団員からの口座開設関係の相談を9件受理し、就労支援関係の相談を4件受理したが、いずれも相談のみで目的を達成することはできなかった。</li> <li>・ 大阪刑務所で暴力団受刑者を担当する教育部教育専門官や主任矯正処遇官と情報の共有を図り、今後、現役の暴力団構成員に対しても離脱を進めるための教育を実施するため、府警社会復帰アドバイザーや当センター相談委員が刑務所での教育に参加することとした。本年度は令和7年3月に2時限、刑務所において社会復帰アドバイザーとともに教育を行った。</li> </ul>
6	暴力団事務所の使用による付近住民等の生活又は業務の遂行の平穏を確保するための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在大阪市内では、六代目山口組、神戸山口組、絆會の暴力団組織は特定抗争指定暴力団等に指定され、その事務所は使用できない状態であることもあり、令和6年度においては住民等から具体的な事務所撤去活動等にもなう案件はなかった。しかしながら、事務所付近の住民等に成り代わって当センター名で事務所の使用差止に関する訴訟を提起できる適格都道府県センター制度については、引き続き制度の周知を図っていくこととする。</li> <li>・ 当センターが製作している暴力団排除ポスターについては、暴力団事務所付近のパチンコ店や商店街などから、「暴力団排</li> </ul>

		<p>除対策として掲示したい」旨の要望を受け、適時配布するなど暴力団排除対策を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年12月に住民からの委託を受け、「適格都道府県センター制度」を適用の上、大阪弁護士会民暴委員会委員にその手続等を委任し、使用禁止仮処分の申立てを行った指定暴力団「絆會」については、大阪地方裁判所から仮処分の決定を受け、警察とも連携し、その動向について注視していたところ、令和6年12月、当該事務所が一般人に売却され、事務所が撤去された。</li> </ul>
7	<p>暴力団員からの不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当要求防止責任者に対する講習については、実施回数20回（オンライン講習10回、会場講習10回）、受講予定者数3,520人（オンライン講習2,820人、会場講習700人）の実施計画であったが、結果は実施回数は予定どおりであったものの、受講者数はオンライン講習1,640人、会場講習は553人で計画の約62.3%の達成率にとどまった。</li> <li>不当要求防止責任者講習において、定期講習の出席率向上を図るため、令和6年度から定期講習を受講すれば講習の受講修了証以外に「暴力団排除優良事業所」とプリントした縦22センチ、横9センチのステッカーを提供してきたが、受講率の向上には繋がらなかった。まだステッカーの存在が周知されていないことも原因の一つと史料されるが、今後は、警察とも連携し、定期講習の受講者数向上に努めていきたい。</li> <li>企業から反社会的勢力対策に関する勉強会や研修会に講師の派遣要請があった場合には、できる限りその要請には応じ、不当要求の対応要領などについてアドバイスし、暴力団等からの被害の防止を図った。</li> <li>行政機関が開催する「行政対象暴力協議会」等には積極的に参加し、行政機関の職員に行政対象暴力とはどのようなものか、また、暴力を受けた場合の対処方法について、行政対象暴力対策に関するDVDなどを活用し講話した。</li> </ul>
8	<p>不当要求情報管理機関に対する業務の援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当要求情報管理機関である（公財）競馬保安協会関西支部、（公財）モーターボート競争保安協会、日本証券業協会大阪地区協会、預金保険機構大阪業務部が一堂に会し、令和6年12月5日、ホテルプリムローズ大阪において情報交換会を実施した。情報交換では、令和6年7月に改正された大阪府暴力団排除条例についてアドバイザーとして出席していた大阪府警の条例担当警察官から改正点について説明を受けた。</li> <li>また、同機関には、全国暴力追放運動推進センターが制作した「暴力団情勢と対策～企業・行政対象暴力の現状～」と題する情報誌や当センターの活動状況等を掲載した「暴追画報2024」などを提供することで同機関の業務を援助した。</li> </ul>

9	暴力団員からの被害者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>当センターでは、大阪府下において、暴力団や暴力団員から犯罪被害にあった被害者に対して、一定の条件のもとで被害の程度に応じて給付金を支給する「暴力団犯罪被害者等給付金規程」を設けているが、令和6年度には適用はなかった。</li> <li>暴力団関連事件の発生を認知すれば、その被害の状況等について、大阪府警察本部暴力団排除対策の担当窓口と連携を図り、給付対象者の有無等を確認した。</li> </ul>
10	少年指導委員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年指導委員については、研修会を通じて、特に中学生や高校生に接する際には、暴力団を正しく理解してもらい、一旦暴力団に加入すると簡単には脱退できず、脱退したとしても5年間は暴力団関係者として金融機関の口座をも開設できないことなど、暴力団と関係を持つことが自己の人生を大きく左右することを教示してもらうよう依頼した。</li> <li>少年指導委員に対しては、最近の暴力団を含む反社会的勢力の情勢について、広報資料などを配布の上、情報を提供した。</li> </ul>
11	その他の必要な事業	<p><b>【第33回暴力団追放府民大会】の開催</b></p> <p>第33回暴力団追放府民大会を令和6年11月1日午後1時20分から大阪国際交流センター大ホールで開催した。令和5年度に暴力団排除活動に功績があった方々に対して、表彰状や感謝状を贈呈した。本大会は「暴力団の存在しない安全で安心して暮らせる大阪のまち」を実現するために、広く府民に暴力団排除意識の浸透を図ることを目的として、平成4年より開催しており、令和6年度は33回目の開催となった。同大会には、約700人の府民が参加し、第1部では、暴力団排除対策に貢献された個人5名と団体4団体に表彰状を、当センターの活動に特に支援していただいた1団体に表彰状を、1団体に感謝状を授与した。第2部では、元第一銀行行員で作家の江上剛氏による「第一勧銀総会屋事件の教訓」と題してのご講演をいただき大変盛況であった。</p> <p><b>【第27回暴力追放セミナー】の開催</b></p> <p>第27回暴力追放セミナーを令和7年2月21日午後1時から、大阪府立男女共同参画・青少年センター（通称：ドーンセンター）をサテライト会場として、当センタービル内にあるセミナールームからオンラインで開催した。このセミナーは、当センターの賛助会員を対象に毎年度開催しているもので、今回は、第1部は当センターの次長がカスタマーハラスメントに関する広報DVDを活用して講演し、第2部は大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長の長村みさお弁護士から「カスタマーハラスメント対策」と題しての講演をいただいた。参加者からは、昨今、問題となっているカスタマーハラスメントに関する講演で大変勉強になったとの声が寄せられた。</p>

**【民事介入暴力無料特別相談所】の開設**

当センターと大阪府警、大阪弁護士会（民暴委員会）との合同で、2回に亘り「民事介入暴力無料特別相談所」を開設した。第1回目は、令和6年5月17日に大阪弁護士会館で開設し、13件の相談を受理した。第2回目は、令和6年11月28日に大阪府立男女共同参画・青少年センター（通称：ドーンセンター）で開設し、14件の相談を受理していずれも解決若しくは関係機関への引き継ぎを完了した。

**【講演録の製作】**

第33回暴力団追放府民大会及び第27回暴力追放セミナーでの講演内容については、「講演録」冊子を製作し、賛助会員及び関係各所に配布した。